

# うるま市東照間商業等施設 清掃管理委託業務仕様書

うるま市を甲とし、東照間商業等施設清掃管理委託業務契約にかかる業務（以下「本業務」という。）の受託者を乙とし、本業務を実施するために必要な仕様を定める。

## 1. 委託業務名

うるま市東照間商業等施設清掃管理委託業務

## 2. 履行場所

うるま市東照間商業等施設  
（うるま市与那城照間 1860 番地 1）

## 3. 履行期間

自 令和 8 年 4 月 1 日  
至 令和 9 年 3 月 31 日

## 4. 対象業務

- I 施設内トイレ清掃（従業員用トイレ）
- II 施設内トイレ清掃（1 階及び 2 階共用トイレ）
- III 施設外トイレ清掃（屋外トイレ）
- IV 窓枠及びガラス面の清掃
- V 施設内面床清掃及び遊歩道清掃

## 5. 業務内容

### I 施設内トイレ清掃（1 階従業員入口近く）

- （ア）清掃実施日は週 1 回実施（52 回）すること。
- （イ）雨天その他気象条件等により汚れた場合については、適時清掃を行い、清掃後のゴミは乙が処理をすること。
- （ウ）トイレトペーパー及び手洗い用石鹼液の補充をすること。

### II 施設内トイレ清掃（1 階及び 2 階共用トイレ）

- （ア）清掃実施日は週 4 回、原則として火～金曜日に実施（205 回／※祝祭日を含む）すること。但し、施設の運営状況により、清掃実施日に変更となる場合があるため、その際は適宜対応すること。
- （イ）雨天その他気象条件等により汚れた場合については、適時清掃を行い、清掃後のゴミは乙が処理をすること。
- （ウ）トイレトペーパー及び手洗い用石鹼液の補充をすること。

### Ⅲ 屋外トイレ清掃

- (ア) 清掃実施日は祝祭日を除く月・金曜日の週 2 回（104 回）実施すること。
- (イ) 雨天その他気象条件等により汚れた場合については適時清掃を行い、清掃後のゴミは受託者が処理すること。
- (ウ) トイレットペーパー及び手洗い用石鹼液の補充をすること。

### Ⅳ 窓枠及びガラス面の清掃

- (ア) 窓枠及びガラス面は適正洗剤を用いて洗浄し仕上げは入念に行うこと。
- (イ) 窓枠及びガラス面(内外)の清掃範囲は別紙【窓枠及びガラス面清掃箇所指示図】のとおりとし、年 2 回行う。

### Ⅴ 施設内床面清掃及び遊歩道清掃

- (ア) 床面(ジュータン部分を除く)は自在ほうきを使用してごみを除去しモップ仕上げを行う。
- (イ) 遊歩道は自在ほうきを使用してごみを除去する。必要に応じモップ仕上げを行う。
- (ウ) 清掃実施日は「Ⅱ 施設内トイレ清掃（1 階及び 2 階共用トイレ）」に準ずる。

## 6. 費用の負担等

- I 本業務に使用する洗剤、清掃用具、手洗い用石鹼液、トイレットペーパー等については、乙の負担とする。
- II 本業務に必要な資機材置場は、甲が場所を指定し、乙に無償で提供する。

## 7. 業務の報告

- I トイレ清掃については、トイレ清掃作業報告書を作成し、1 ヶ月分をまとめて翌月 10 日までに甲に提出する。

## 8. その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

【窓枠及びガラス面清掃箇所指示図】

